

子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業のご案内

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が施行され、地域型保育事業の1つである事業所内保育事業においても、一定の基準を満たす事業所に対し、区が認可することにより、給付の対象となります。

★新制度における事業所内保育のポイント

- ① 市区町村から、全てのお子さんを対象として給付費が支給されます。

地域のお子さんの受入れ枠(地域枠)を設けていただくことにより、従業員のお子さんを含めて給付の対象となります。認可後は、運営を継続し、お子さんが入所している限り、給付費が支給されます。

- ② 企業の福利厚生施設としての運営が可能です。

新制度の認可後も、企業の福利厚生施設としての位置づけは変わりません。従業員枠を利用するおひさんは今までどおり事業主が決定することとなり、従業員のおひさんの負担額を安く設定することなどの取組みも可能です。※住民税から算出された区が定めた保育料以上の徴収は出来ません。

- ③ 委託実施など多様な運営形態に対応しています。

保育事業者等に運営委託している事業所や、複数企業の共同設置による事業所も対象となります。また、自社の社員だけでなく、例えば業務委託先の社員のおひさんも従業員枠を利用できます。

1 子ども・子育て支援新制度について

子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、子ども・子育て関連3法(子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、関係法律の整備法)が施行され、幼児期の教育や保育、子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月にスタートしました。

(1)新制度の主なポイント

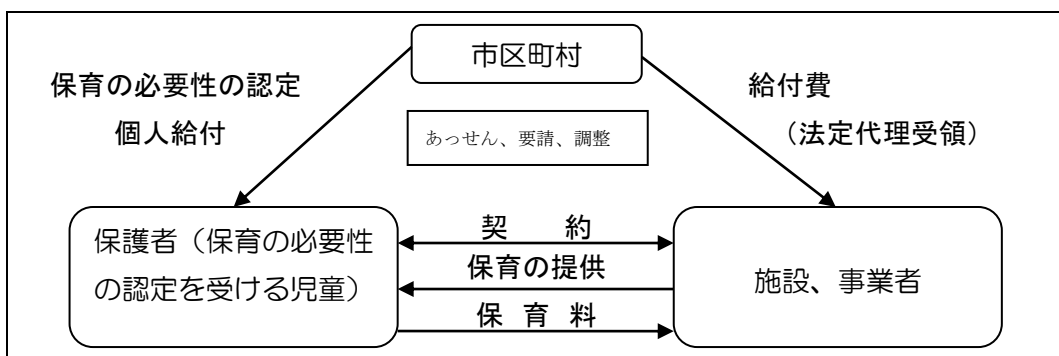
ア 給付の創設…認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等を通じた給付制度が導入されました。

イ 地域の子育て支援の充実…地域の実情に応じた子育て支援を補助事業として位置づけられました。

ウ 量の拡充、質の改善…国などの財源を活用し、子ども・子育て支援の量・質の充実が図られます。

(2)給付制度の仕組み

新制度においては、市区町村が保育の利用の申込みを受け、保育の必要性の認定を行った後、施設等のあつせん、調整を行ったうえで施設を決定します。実際に施設を利用した場合は給付費が支給されますが、施設等の法定代理受領となります。



2 新制度における事業所内保育事業のしくみ

(1) 連携施設の設定

小規模かつ0～2歳児までの事業である特性に配慮し、保育を適正かつ確実に行うとともに、保育の提供終了後も必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次の事項について連携協力を行う施設(保育所、幼稚園又は認定こども園)を確保する必要があります。(定員を20人以上設定する事業所は、ア及びイに関する連携は不要)

ア 保育内容の支援

集団保育の機会の設定(合同保育等)、保育の提供に関する相談・助言、園庭開放、行事への参加など

イ 代替保育の提供

必要に応じ職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、代わって保育を提供

※ 事業所の体制が整っている場合は設定不要です。

ウ 卒園後の受け皿

卒園児が優先的に入所できる枠の確保

※ 制度上はそのように記載されていますが、時限措置が図られており、31年度終了までに連携先を決めることとなります。

(2) 地域枠の設定

従業員のお子さん以外に、地域のお子さんを預かる枠を一定数(概ね全体の2～3割)設けていただきます。地域枠については、区に利用申込みを行い、区の選考基準により入所者を決定します。一方、従業員枠は、利用者がお住まいの市区町村に申込みを行うこととなります。

利用定員	5人まで	6～7人	8～10人	11～15人	16～20人
うち地域枠	1人以上	2人以上	3人以上	4人以上	5人以上

【ポイント】従業員枠の利用数については、事業者の方が自由に決定することができます。

3 認可基準について

本区における事業所内保育事業の認可基準は、以下のとおりです。(原則として国基準どおり)

類型		20人以上	19人以下
保育従事者	資格	保育士	
	配置基準	【0歳児】3:1 【1・2歳児】6:1	【0歳児】3:1【1・2歳児】6:1 +1名 ※4分の3以上は保育士
保育室等	設備	【0・1歳児】乳児室又はほふく室【2歳児】保育室	
	面積	乳児室・ほふく室3.3㎡/人 保育室1.98㎡/人	乳児室・ほふく室3.3㎡/人 保育室1.98㎡/人
屋外遊戯場		3.3㎡/人(2歳児) ※公園など付近の代替地で可能	
給食	給食	原則として自園調理	
	設備	調理室	調理設備
		※社員食堂の設備を使用可能	
職員	調理員必置 ※調理業務を委託する場合は不要		
建物	耐火等	保育室等を2階以上に設置する場合、耐火又は準耐火建築物	
	避難設備	認可保育所に準ずる	小規模保育に準ずる
連携施設		—	保育内容の支援について必置
保育時間		1日11時間開所	

4 給付費について

公定価格(教育・保育にかかる費用として国が定める児童1人あたりの単価)から利用者負担額を差し引いた額を、給付費として市区町村から毎月支払います。公定価格は、お子さんの年齢や保育必要量などにより異なります。

【ポイント】従業員枠のお子さんについても、地域枠のお子さんの給付費の84%が支給されます。

【試算例及び前提条件】・毎月の入所率100% ・保育士の割合は100% ・減価償却加算

定員(地域枠)		10人(3人)			19人(5人)			30人(9人)		
公定価格 (保育標準時間)	従業員枠 (月額)	定員内訳								
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
		1人	3人	3人	2人	6人	6人	2人	8人	10人
	1,088,550円			1,811,840円			2,700,840円			
	地域枠 (月額)	定員内訳								
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
1人		1人	1人	1人	2人	2人	1人	4人	4人	
597,890円			785,270円			1,382,750円				
月額		1,686,440円			2,597,110円			4,083,590円		
年額		20,237,280円			31,165,320円			49,003,080円		

【定員区分別単価表抜粋】

定員区分		0歳児	1・2歳児
6～12人	従業員枠	211,110円	146,240円
	地域枠	250,410円	173,740円
13人～19人	従業員枠	185,020円	120,150円
	地域枠	218,390円	141,720円
20人～30人まで	従業員枠	187,240円	122,440円
	地域枠	221,710円	145,130円

※実際に区から給付される額は、上記金額から利用者負担額を差し引いた額です。

5 保育料について

国が定める基準を上限として区が保育料を定めることとなり、事業者が保護者からその金額を徴収することとなります。金額は、世帯の所得に応じた金額(応能負担)となり、支給認定区分や保育必要量によって異なります。

【ポイント】企業の福利厚生施設として、従業員のお子さんの保育料については、地域枠のお子さんより安く設定することも可能です。

6 開設日

本事業に係る予算が確保された後に、開設となりますので、ご注意ください。

7 開設準備経費

項目	基準額	補助対象経費
設置費	<p>事業所内保育事業を実施する施設の開設に必要な経費で、施設ごとに次の①及び②の金額を比較していずれか少ない金額を選定し、その選定した金額とする。</p> <p>① 設置者が中小企業等^{※1}の場合は、補助対象経費に係る設置者の実支出額から寄付金その他の収入額を除いた金額の3分の2の額、それ以外の場合は2分の1の額</p> <p>② 上限額について</p> <p>補助対象経費のうちア、イ及びウの移転経費については</p> <p>設置者が中小企業等の場合 30,666 千円 それ以外の場合 23,000 千円</p> <p>補助対象経費のうちウの増床経費については</p> <p>設置者が中小企業等の場合 1,500 千円に増加定員数を乗じた額 (上限額 30,666 千円) それ以外の場合 1,150 千円に増加定員数を乗じた額 (上限額 23,000 千円)</p> <p>増加定員数は、地域の児童にかかるものに限る。</p>	<p>ア 施設の新築又は購入に要する費用 (建物の躯体工事等を除く内装改修費等及び設計料)</p> <p>イ 既存の事業所内保育施設について、児童福祉法第 34 条の 16 の規定により区市町村が定める事業所内保育事業の設備及び運営に関する基準(以下「基準」という。)に適合するために必要な改修又は移転経費</p> <p>ウ 既存の事業所内保育施設について、地域の児童を受け入れるために定員増を行う場合に必要な増床又は移転経費</p>

※1: 中小企業等とは次の(1)から(3)までの労働者の数の合計が300人以下の企業等とする。

- (1) 期間の定めなく雇用されている労働者
- (2) 一定の期間を定めて雇用されている者で、その雇用期間が反復更新され、事実上期間の定めなく雇用されている場合と同等と認められる労働者
- (3) いわゆる日雇い労働者で、雇用契約が日々更新されて事実上期間の定めなく雇用されている場合と同等と認められる労働者

8 問合せ先

子育て支援施設課計画・待機児対策係(施設に関すること) 03-3579-2493

子育て支援施設課運営指導係(認可に関すること) 03-3579-2216

保育サービス課民間保育振興係(運営に関すること) 03-3579-2492